



第29回 定期株主総会 招集ご通知

日時 2025年6月27日（金曜日）

午前10時

場所 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
日比谷三井カンファレンス ROOM1+2
(東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー8階)

■ 目次

第29回定期株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	14
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告書	37

NANO mRNA株式会社

証券コード：4571

証券コード 4571
(発送日) 2025年6月6日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月30日

株主各位

東京都港区愛宕二丁目5番1号
NANO mRNA株式会社
代表取締役社長 秋永士朗

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっております。以下【電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト】に掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト】

項目番号	ウェブサイト名及びURL	アクセス方法
1	当社ウェブサイト https://www.nanomrna.co.jp/news/	「IRライブラリー」、「2025年」を順に選択し、「株主総会関連情報」を確認ください。
2	上場会社情報サービス（東京証券取引所） https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	「銘柄名（会社名）」に「NANO mRNA」または「コード」に当社証券コード「4571」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、確認ください。
3	株主総会ポータル®（三井住友信託銀行） https://www.soukai-portal.net	同封の議決権行使書にある二次元コードを読み取るか、左記URLにアクセスしID・初期パスワードを入力ください。

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態になることがあります。

閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権行使することができますので、3ページの「議決権行使のご案内」をご参照いただき、株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時

2025年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

日比谷三井カンファレンス ROOM 1+2

(東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー8階)

3. 目的事項
報告事項

1. 第29期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第29期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、開会時刻間際に受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、監査役及び会計監査人は、次に掲げる事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の3つの方法により行使いただけます。

■株主総会にご出席される場合

本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時：2025年6月27日（金曜日）午前10時

■郵送（書面）にて議決権を行使される場合

株主総会参考書類をご検討いただき、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、ご投函ください。

行使期限：2025年6月26日（木曜日）午後5時30分到着分まで

■インターネットにて議決権を行使される場合

1. 議決権行使の方法について

以下のいずれかの方法でインターネットによる議決権行使が可能です。

(1) スマートフォン等による議決権行使方法

- ①議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります（ID・PWの入力は不要です）。
- ②株主総会ポータルサイト上部の「議決権行使へ」ボタンから、議決権行使画面を開きます。
- ③以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

(2) PC等による議決権行使方法

- ①株主総会ポータルサイト (<https://www.soukai-portal.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。
- ②株主総会ポータルサイト上部の「議決権行使へ」ボタンから、議決権行使画面を開きます。
- ③以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

なお、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただくことによっても議決権行使が可能です。

2. 議決権行使の取り扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いいたします。
- (3) 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」（ただし議決権行使ウェブサイトへアクセスするパスワードを株主様ご自身で変更されている場合は変更後のパスワード）をご入力いただく必要があります。

3. パスワードおよび議決権行使コード・株主総会ポータルログインIDの取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」は、本総会に限り有効です。

4. 操作方法に関するお問い合わせ先について

株主総会ポータルサイトならびに議決権行使ウェブサイトの操作方法等がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の130,122,800株から282,501,800株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第6条【発行可能株式総数】 当会社の発行可能株式総数は、 <u>130,122,800</u> 株 とする。	第6条【発行可能株式総数】 当会社の発行可能株式総数は、 <u>282,501,800</u> 株 とする。

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（3名）は、任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の充実・強化を図るべく、1名増員し取締役4名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する 当社の株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> あき 秋 なが 永 し 士 ろう 朗 (1956年11月28日生)	1981年4月 協和発酵工業株式会社（現協和キリン株式会社）入社 1994年4月 同社医薬研究所主任研究員 2001年4月 同社創薬研究本部がん領域マネジャー 2006年4月 同社研究開発本部国際開発部長、臨床開発第一部長歴任 2008年10月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）開発本部臨床開発第一部長 2011年3月 同社執行役員国際開発統括 2013年3月 同社フェロー 2017年3月 アキュルナ株式会社取締役CSO 2018年11月 同社代表取締役社長 2020年6月 当社取締役 2020年9月 当社取締役研究開発本部長CSO 2022年9月 株式会社PrimRNA代表取締役社長 2022年12月 当社代表取締役社長兼研究開発本部長CSO 2023年10月 当社代表取締役社長（現任）	292,060株
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> まつ 松 むら 村 あつし 淳 (1962年1月24日生)	1986年4月 野村證券株式会社入社 2008年1月 株式会社ワワイエット・パートナーズ代表取締役 2010年9月 株式会社ウイズ・パートナーズ代表取締役 2012年3月 当社取締役 2017年3月 株式会社ALBERT取締役 2019年12月 アクセルマーク株式会社取締役会長 2020年4月 アクセリード株式会社取締役会長 2020年5月 株式会社ウイズ・パートナーズ代表取締役社長CEO 2021年3月 アクセルマーク株式会社取締役 2021年6月 当社社外取締役 2023年1月 当社取締役会長（現任）	84,900株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式の数
3	<p style="text-align: center;">新任</p> <p>まつ 松 尾 隆 (1961年3月15日生)</p>	<p>1984年4月 株式会社山善入社 1998年4月 株式会社オートバックスセブン経営企画部長 2002年6月 同社取締役エグゼクティブ・オフィサー経営企画、経理・財務、広報、IR担当兼経営企画管理室長 2004年6月 同社取締役オフィサー経営戦略推進担当兼経営企画管理室長 2006年4月 同社取締役CSO経営戦略推進統括 2007年5月 取締役CSO経営戦略推進統括兼Co-COO海外事業戦略推進統括 2010年4月 株式会社大洋代表取締役社長 2013年4月 株式会社オートバックス南海代表取締役社長 2014年4月 株式会社オートバックス福岡代表取締役社長 2021年4月 株式会社オートバックス南日本販売相談役 2023年6月 当社社外監査役（現任） 2023年8月 株式会社バリューアドバイス代表取締役（現任）</p>	一株
4	<p style="text-align: center;">再任・社外</p> <p>くろ ず はじめ 黒 圖 肇 (1959年1月15日生)</p>	<p>1982年4月 野村證券株式会社入社 2003年4月 同社 企業金融一部長、大阪金融一部長歴任 2007年10月 野村アセットマネジメント株式会社出向 2010年12月 LIC Nomura Mutual Fund Asset Management Pvt. Ltd. (インド) 出向 2016年3月 株式会社格付投資情報センター 常務執行役員RM本部担当RM本部長、市場営業部、香港事務所担当、香港事務所長、マーケティング本部担当歴任 2017年4月 同社 常務執行役員RM本部、市場営業部、香港事務所担当 2019年3月 同社 専務執行役員 営業統括、マーケティング本部担当、香港事務所長 2021年3月 同社 取締役専務執行役員 営業統括、マーケティング本部担当、香港事務所長 2024年3月 P-ALMキャピタル株式会社代表取締役社長（現任） 2024年6月 当社社外取締役（現任）</p>	4,800株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 黒圖肇は、社外取締役候補者であります。また、本議案が承認可決された場合、黒圖肇を当社が上場する株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
3. 秋永士朗を取締役候補者とした理由は、製薬企業における研究及び国内外の臨床開発に幅広い経験と見識を有し、当社においては2020年より研究開発本部長CSOとして、2022年より代表取締役社長として当社の経営戦略決定や職務執行の中核を担っており、今後も経営全般にわたる適切な意思決定と職務執行の中核を担う重要な人材と考えているためです。
4. 松村淳を取締役候補者とした理由は、戦略的な資本業務提携等における多数の経験と実績を有しております、企業経営の専門家としての視点に基づき、当社取締役会長として当社の事業方針の決定等において監督、助言等いただくことを期待したためであります。
5. 松尾隆を取締役候補者とした理由は、上場企業における経営戦略や経営管理の幅広い経験並びに当社監査役としての業務を通して当社事業に深い理解があることから、当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する有益な助言・指導をいただくこと、並びに経営管理部門を管掌していただくことを期待したためであります。
6. 黒圖肇を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、証券会社及び格付機関において企業経営、マーケティング、経営戦略等において豊富な経験を有しております、当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する有益な助言・指導をいただくことを期待したためであります。
7. 社外取締役候補者の本定時株主総会終結の時までの在任年数は、黒圖肇は1年であります。
8. 当社は黒圖肇との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏が原案どおり選任されると、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
9. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、当社取締役を含む被保険者の業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております（ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合を除く。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】当社取締役会のスキルマトリックス（議案が承認可決された場合）

氏名	性別	在任期間	社外取締役	独立役員	企業経営	R&D	創薦/ヘルスケア	財務会計/ファイナンス/ICT	人事/労務	法務・コンプライアンス
秋永士朗	男性	5			●	●	●			
松村淳	男性	4			●		●	●		
松尾隆	男性	0			●				●	●
黒圖肇	男性	1	●	●	●			●	●	

第3号議案 監査役2名選任の件

現任の監査役松山哲人及び松尾隆は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所持する 当社の株式の数
1	<p style="text-align: center;">新任・社外</p> <p>坂本二朗 (1960年11月5日生)</p>	<p>1983年4月 協和発酵工業株式会社（現協和キリン株式会社）入社</p> <p>2006年4月 同社 バイオケミカル企画管理部長</p> <p>2007年7月 第一ファインケミカル株式会社 執行役員経営企画部長</p> <p>2010年4月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社） 経理部長</p> <p>2012年4月 同社 執行役員 経営企画部長</p> <p>2015年4月 同社 執行役員 総務部長</p> <p>2021年3月 株式会社カイオム・バイオサイエンス 社外監査役</p> <p>2021年11月 株式会社Kyulux 管理部部長（現任）</p> <p>2025年3月 株式会社カイオム・バイオサイエンス 社外取締役（監査等委員）（現任）</p>	一株
2	<p style="text-align: center;">新任・社外</p> <p>清水琢磨 (1975年3月10日生)</p>	<p>2002年10月 弁護士登録 あさひ・狛法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所</p> <p>2007年4月 法律特許事務所イオタ（現法律事務所イオタ）パートナー弁護士</p> <p>2012年4月 慶應義塾大学法学部法律学科 非常勤講師（現任）</p> <p>2012年9月 株式会社ABEJA 監査役（現任）</p> <p>2014年10月 株式会社シーアールイー 社外監査役</p> <p>2015年10月 同社 社外取締役・監査等委員（現任）</p> <p>2017年10月 法律事務所イオタ 代表パートナー弁護士（現任）</p> <p>2018年3月 鹿島プライベートリート投資法人 監督役員（現任）</p> <p>2019年3月 CBcloud株式会社 社外監査役（現任）</p> <p>2022年4月 株式会社DUALホールディングス 社外監査役</p> <p>2024年3月 同社 社外取締役（現任）</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 坂本二朗及び清水琢磨は、社外監査役候補者であります。また、本議案が承認可決された場合、両氏を当社が上場する株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
3. 坂本二朗を社外監査役候補者とした理由は、上場会社での管理部門における幅広い経験と、バイオベンチャーにおける監査役及び監査等委員としての経験に基づき、監査役として当社経営全般を監視いただくこと、また、当社の内部管理体制等につき意見をいただくことにより、コンプライアンスの強化に寄与していただくことを期待しているためであります。
4. 清水琢磨を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたり弁護士として企業法務の実務に携わり、法律専門家としての豊富な知識と実績を有しており、これらの豊富な知識と実績を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと期待しているためであります。
5. 当社は、本議案が承認可決された場合、各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、当社監査役を含む被保険者の業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております（ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合を除く。）。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

2023年6月29日開催の第27回定時株主総会において、取締役の報酬等の額（年額200百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、当社の取締役（以下「対象取締役」という。）の譲渡制限付株式に係る報酬等の総額は、年額50百万円以内（うち、社外取締役10百万円以内、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年200,000株以内）として株主の皆様のご承認をいただいております。

対象取締役が株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇並びに企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額300百万円以内（うち、社外取締役100百万円以内）とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年300万株以内（うち、社外取締役年100万株以内。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）と改定させていただきたいと存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。現在の対象取締役は3名でございますが、第2号議案「取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されると、対象取締役は4名（うち、社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利とならない範囲で取締役会において決定いたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

上記による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、当社の取締役会が定める期間（3年以上の期間とし、以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、各対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと等を条

件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、本割当契約及び当社の定める譲渡制限付株式報酬規程の定めに従い合理的に調整するものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

各対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用や所得環境が改善するなど、景気は緩やかな回復傾向にあります。一方、エネルギー価格や物価の上昇、米国新政権による貿易政策の変更による経済変調など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社は、既存パイプラインの研究開発推進、初期段階パイプラインの推進及び新規課題の探索に加え、顧客からのニーズに応える形でmRNA医薬品の創製に関する受託研究などを進めてまいりました。

当社臨床開発パイプラインであるTUG1 ASOに関しては、膠芽腫を対象とする医師主導第I相治験が予想を大きく超えるスピードで症例登録が順調に進み、計画されている4段階の增量コホート中、第3段階の用量まで到達しました。本治験において、これまでのところ重篤な副作用は確認されておらず、2025年度内には症例の登録が完了出来る見込みです。治験の推進と並行して、2025年2月にTIDES ASIA 2025、また4月にThe 4th China Nucleic Acid Drug and Neotype Vaccine Industrial Conferenceにおいて、TUG1 ASOおよびDDSとして使用している当社独自のYBCポリマーについて紹介するなど、製薬企業への導出活動も進めております。引き続き、積極的に国際的なイベントへの参加を予定しており、導出を実現するべく活動を行ってまいります。なお、TUG1 ASOで用いている当社独自のDDS技術YBCポリマーは、先行するPRDM14 siRNAの医師主導治験でも使用しており、これらの成績から本技術の安全性および高い血中滞留性が既に検証されており、プラットフォームDDS技術としての価値が向上しています。

RUNX1 mRNAに関しては、当社子会社の株式会社PrimRNAが医師主導第I相治験の国内実施に向けて準備を進めてまいりました。しかしながら、規制当局との交渉が長引いたため、AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）と研究開発計画の変更について協議し、企業治験としてオーストラリアで実施することに承認を得ました。これにより2025年6月頃には治験が開始できると見込んでおります。

花王株式会社との共同研究で進めているアレルギー疾患を対象とする免疫寛容ワクチンに関しては、一番手のプロジェクトについて開発候補品の選定に向けた薬理研究を進めております。動物試験施設の変更に伴うスケジュールの遅れを取り戻すべく花王株式会社と協力してプロジェクトの加速を図り、2025年中に、最新の競合状況、花王が独自開発した免疫

制御技術の本疾患領域での優位性などを総合的に評価し、導出候補品としての採否を決定する予定です。

mRNA医薬の研究開発については、RUNX1 mRNAの第Ⅰ相治験開始が視野に入ったなどの状況から、パイプラインの拡充についての取り組みを進めております。この中には、mRNAエンコード抗体、ゲノム編集、in vivo/ex vivo CAR-T療法などmRNAの適応が見込まれるプロジェクトが含まれています。一方で、事業推進の新たなエンジンとして、顧客からのニーズに応える形で、mRNA医薬品の創製に関する受託研究型ビジネスを開始しました。既に、顧客が保有するmRNA医薬品候補の研究開発支援を実施し、収益を計上しております。

また、当社が保有する抗体およびその產生株について、⁶⁴Cu で標識した本抗体を用いて、膵臓がんを対象とした診断薬および治療薬の開発を推進するリンクメッド株式会社に譲渡することとし、2025年2月、一時金の受領および診断薬の販売に至った場合に、総額数億円程度のロイヤリティの受領が可能となる契約を締結いたしました。

(創薬パイプライン)

創薬パイプラインの進捗状況は以下のとおりです。

TUG1 ASO : 2024年2月に開始した医師主導第I相治験は、最も悪性度が高い脳腫瘍である膠芽腫患者を対象として進められています。本治験は、予定されている4段階の用量の第3段階まで順調に進捗しており、重篤な副作用は現時点まで報告されていません。薬物動態および抗腫瘍効果についても検討中です。

RUNX1 mRNA : (PrimRNA) 変形性膝関節症患者を対象とした国内の医師主導第I相治験の準備を進めておりましたが、AMEDの承認を得て、オーストラリアにおいて企業治験として実施することとしました。これにより、2025年6月頃に治験を開始できると見込んでおります。

本プロジェクトは、軟骨の増殖・分化に関わる転写因子RUNX1のmRNAをミセル製剤化し膝関節内に直接投与する変形性膝関節症の進行抑制及び疼痛の軽減を実現する革新的な疾患修飾型治療薬候補で、AMEDの医療研究開発革新基盤創成事業(CiCLE)に採択されております。

眼科領域 : 2024年8月、千寿製薬株式会社と標的疾患及び治療標的を選定し、共同研究を開始しました。当社のミセルDDS製剤に加えて、LNPを用いた新たなDDS製剤の可能性についても検討を行っており、2025年中にも開発候補品を選定の予定です。

免疫寛容ワクチン : 花王株式会社が独自開発した免疫制御技術を用いたmRNA医薬の創製に向けた包括共同研究契約の下、免疫寛容ワクチンに関する共同プロジェクトを進めています。一番手のプロジェクトについては、2025年中に最新の競合状況などを踏まえた総合的な検討から開発候補としての採否を決定する予定です。後続のプロジェクトについても、両社合意の基に薬効試験など開始に向けた準備を進めています。

PRDM14 siRNA : 転写因子PRDM14に対するsiRNAのDDS製剤に関する金沢大学等との共同開発プロジェクトです。医師主導第I相臨床治験は公益財団法人がん研究会有明病院において実施され、急性輸注反応が見られず、安全性・忍容性に優れ、その薬物動態は動物試験結果よりも良好な傾向が見られたことが報告されました。現在、治験完了に向けた手続きを進めています。PRDM14 siRNAの開発者である金沢大学がん進展制御研究所の谷口博昭先生は新たなPRDM14 siRNAの研究をAMED次世代治療・診断のための創薬基盤技術開発事業の資金を得て継続されており、当社も分担機関として継続してYBCポリマーの提供を行っております。

(受託研究)

顧客からのニーズに応える形で、mRNA医薬品の創製に関する受託研究型ビジネスを開発しております。Crafton Biotechnology社および神戸MAB組合との協業で進めているSCARDA事業“PureCap 法を基盤とした高純度 mRNA国内生産体制の構築と送達キャリアフリーの安全なmRNAワクチンの臨床開発”に関しては、分担機関として非臨床試験を担当しております。今後も、企業からの受託研究事業およびAMED等の公的資金を活用する事業に参画する形で受託的研究事業を積極的に展開してまいります。これまで実施してまいりましたパイプラインの開発も継続して行っております。

(販売事業の状況)

株式会社アルビオンが販売する美容液エクラフチュール及び薬用美白美容液エクシアブライティング イマキュレート セラム用の当社技術を応用した原材料を供給しております。

コムレクス[®]耳科用液1.5%（開発コードENT103）は、2023年6月からセオリアファーマ株式会社により販売されております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、化粧品材料供給収入及び受託研究収入等により108,516千円（前連結会計年度比19.9%減）、営業損失は755,349千円（前連結会計年度営業損失864,415千円）、経常損失は687,546千円（前連結会計年度経常損失749,847千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は835,380千円（前連結会計年度親会社株主に帰属する当期純損失780,002千円）となりました。

なお、当連結会計年度におきまして、以下の営業外収益及び営業外費用並びに特別損失を計上しております。

- ・研究開発等に係る補助金収入41,954千円を営業外収益に計上しております。
- ・外国為替相場の変動による為替差損4,794千円を営業外費用に計上しております。これは主に、当社の保有する外貨建預金の評価替えにより発生したものであります。
- ・投資有価証券評価損144,000千円を特別損失に計上しております。これは、当社の保有する投資有価証券の時価の著しい下落に伴う減損処理により発生したものであります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は1,070千円であり、主なものは次の通りであります。

医薬品製造機器等	1,070千円
----------	---------

- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第26期 (2022年3月期)	第27期 (2023年3月期)	第28期 (2024年3月期)	第29期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	—	202	135	108
経常利益 (△損失) (百万円)	—	△1,104	△749	△687
親会社株主に帰属する当期純利益 (△純損失) (百万円)	—	△1,310	△780	△835
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	—	△18.70	△11.10	△11.85
総 資 産 (百万円)	—	5,784	5,071	3,996
純 資 産 (百万円)	—	4,253	3,421	2,739
1株当たり純資産額 (円)	—	60.61	48.39	38.59

(注) 第27期より連結計算書類を作成しておりますので、第26期の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第26期 (2022年3月期)	第27期 (2023年3月期)	第28期 (2024年3月期)	第29期 (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	264	202	135	108
経常利益 (△損失) (百万円)	△1,925	△995	△605	△650
当期純利益 (△純損失) (百万円)	△1,881	△1,202	△635	△996
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△26.90	△17.15	△9.04	△14.13
総 資 産 (百万円)	7,136	5,695	5,042	3,815
純 資 産 (百万円)	5,566	4,422	3,734	2,892
1株当たり純資産額 (円)	79.08	63.03	52.84	40.75

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（千円）	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社PrimRNA	99,500	100%	医薬品の研究開発
Nano Rejuvenation株式会社	1,000	100%	美容医療事業
PrimRNA AU Pty Ltd	9	100%	医薬品の研究開発

(注) 2025年1月17日にNano Rejuvenation株式会社、2025年2月24日にPrimRNA AU Pty Ltdを、それぞれ新たに設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、2023年1月にmRNA医薬の開発候補及び知的財産を創製し、大きな資金及びリソースの投入が必要な臨床開発を開始する前のステージで製薬企業へ導出することにより収益を得るという事業モデルに転換し2年が経過しました。今後の当社の成長戦略として、以下の3項目を重点課題として取り組んでまいります。

①臨床試験の加速化

既に臨床試験入りしているTUG1 ASOの治験を加速化していち早くPOCを確立し、製薬企業との導出或いはアライアンスを進めてまいります。

オーストラリアでの治験開始が間近に迫っているRUNX1 mRNAに関しても臨床データを早急に取得し、POC確立および製薬企業とのアライアンスの道を探ってまいります。

②mRNAシーズの探索

自社における探索に加え、企業、バイオベンチャー、及びアカデミアからシーズを、共同研究などを通じ導入し、mRNA医薬のパイプラインの拡充を図ります。これには、mRNAエンコード抗体、ゲノム編集、in vivo /ex vivo、CAR-T療法などmRNAの適応が見込まれる新規のプロジェクトが含まれます。

③ DDS技術の見直し

PRDM14、TUG1 ASOおよびRUNX1 mRNAの臨床および非臨床試験データが蓄積し、ナノキャリア時代から積み上げて来たポリマーDDS技術の核酸創薬への応用が急速に進むと共にGMP製造のパートナー候補との交渉も進んでおり、プラットフォーム技術としての価値が向上しております。今後は疾患およびmodalityに応じて、ポリマーとLNPを適切に選択し、パイプラインへの応用或いはプラットフォーム技術としてのアライアンスを検討してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社の主たる事業は、核酸医薬開発及びDDS技術の知見を活かしつつ、他企業との協業等を活用することで効率的に複数のmRNAをはじめとした核酸医薬の創薬及び知財獲得を進め、後期臨床開発ステージに入る時点までに、製薬企業にライセンスアウトを行うことです。mRNA医薬の研究開発経験と実績及びこの間に築いた豊富なネットワークを生かし、多数のパイプラインを同時並行でインキュベートし“mRNA for Health”的グローバルリーダーとなることを目指します。

現在、核酸医薬TUG1 ASO及びPRDM14 siRNAが臨床第I相試験の段階、mRNA医薬パイプラインであるRUNX1が臨床試験準備段階にあります。

(6) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都港区
研 究 所	神奈川県藤沢市

(注) 研究所は2024年11月1日より神奈川県川崎市から移転いたしました。

② 子会社

株式会社PrimRNA	東京都港区
Nano Rejuvenation株式会社	東京都港区
PrimRNA AU Pty Ltd	オーストラリア連邦ビクトリア州

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
20名	2名増

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
20名	2名増	48.9歳	5.6年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 130,122,800株

(2) 発行済株式の総数 70,625,458株

(注) 当社は、取締役（社外取締役を含む。）3名及び従業員12名に対して譲渡制限付株式付与のため、2024年8月16日付で普通株式232,300株を発行いたしました。

(3) 株主数 32,824名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
セントラル短資株式会社	1,635,300株	2.31%
中富一郎	855,000	1.21
信越化学工業株式会社	825,000	1.16
株式会社SBI証券	824,562	1.16
ノーリツ鋼機株式会社	750,000	1.06
京滋建設株式会社	640,900	0.90
木村健二	610,000	0.86
楽天証券株式会社	564,700	0.79
J.P. MORGAN SECURITIES PLC	496,163	0.70
小倉祐三	483,300	0.68

(注) 持株比率は、自己株式（30,429株）を控除して計算しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を含む。）3名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2024年8月16日付で以下のとおり普通株式174,600株を交付いたしました。

区分	交付した株式の数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	169,800株	2名
社外取締役	4,800株	1名

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末における新株予約権等の状況

名称 (発行年月日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	行使価額
第20回新株予約権 (2023年2月13日)	2023年2月13日 ～2025年12月26日	個 102,642	株 10,264,200	円 154
第21回新株予約権 (2023年6月12日)	2023年6月13日 ～2033年6月12日	47,170	4,717,000	212

(2) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(4) その他新株予約権等の状況

①2023年1月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第6回無担保転換社債型新株予約権付社債1,108百万円に付された新株予約権

新株予約権の総数	19個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換 価額で除した数とする。
転換価額	154円
新株予約権の発行価額	無償
割当先	THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合

※2024年12月26日付で本社債の一部（20個）を繰上償還（償還金額568百万円）しております。

②2023年1月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第20回新株予約権

新株予約権の数	102,642個
目的である株式の種類と数	普通株式 10,264,200株 (1個につき100株)
新株予約権の払込金額	第5回無担保転換社債型新株予約権付社債1個 (額面金額28,750千円)
新株予約権の行使価額	1株につき 154円
新株予約権の行使期間	2023年2月13日から2025年12月26日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
割当先	THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合

③2023年5月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第21回新株予約権

新株予約権の数	47,170個
目的である株式の種類と数	普通株式 4,717,000株 (1個につき100株)
新株予約権の払込金額	13,679,300円 (1個につき290円)
新株予約権の行使価額	1株につき 212円
新株予約権の行使期間	2023年6月13日から2033年6月12日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
割当先	株式会社IPガイア及びアクセリード株式会社

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	秋永士朗	CEO
取締役会長	松村淳	
取締役	黒圖肇	P-ALMキャピタル株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	松山哲人	株式会社イントラスト 取締役
監査役	松尾隆	株式会社バリュークリエイト 代表取締役
監査役	和田成一郎	株式会社ウィズ・パートナーズ マネージング・ディレクター

- (注) 1. 取締役黒圖肇は社外取締役であります。
 2. 監査役松尾隆及び和田成一郎は社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役黒圖肇及び監査役松尾隆を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
長谷川 由紀	2025年1月17日	辞任	社外取締役 株式会社ウィズ・パートナーズ ヘルスケアインベストメント ヘッド 株式会社IPガイア 取締役 株式会社ARCALIS 副会長

(3) 取締役会の実効性に関する評価

当社は、取締役会の意思決定機能、経営監督機能の実効性を確認し改善するため、取締役会全体の実効性について評価を行っております。

全取締役及び監査役にアンケートを実施し、その結果をもとに取締役会において、現状における取締役会の実効性、今後の課題等について報告・検討いたしました。

その結果、取締役会においては、各取締役及び各監査役による専門分野に応じた発言や自由闊達な議論により議案の審議は適切に行われ、審議事項や時間についても概ね適切な運用が行われていることを確認しており、取締役会の実効性は十分に確保されているものと評価しております。

今後も取締役会全体の実効性を更に高めるべく、必要な施策を適宜検討・実行してまいります。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

また、2025年1月17日をもって社外取締役を辞任いたしました長谷川由紀との間で同様の契約を締結しておりました。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は以下の役員等賠償責任保険契約を締結しております。

① 被保険者の範囲

当社及び当社子会社の全ての役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

(6) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度における報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	79 (9)	45 (4)	33 (4)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	20 (5)	20 (5)	— (—)	2 (1)
合計 (うち社外役員)	99 (14)	65 (9)	33 (4)	8 (4)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2. 取締役に対する報酬額は、2024年6月27日開催の第28回定時株主総会終結時において退任した取締役4名のうち無支給者1名を除く3名が含まれているため、支給員数と合致しております。また、退任者も含めた取締役の員数は8名ですが、無支給者が2名いるため、支給員数と合致しております。
3. 監査役に対する報酬は、監査役の員数は3名ですが、無支給者が1名いるため、支給員数と合致しております。
4. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2021年4月23日開催の取締役会において同方針の一部変更に関する決議を行っております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として決定され、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成される。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績及び業績への各人の貢献度など諸般の要因を考慮し、他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととしている。

c. 業績運動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役に付与される譲渡制限付株式報酬の額は、定時株主総会の日から1ヶ月以内に開催される取締役会において役位毎に定められた額が決定され、同取締役会決議から1ヶ月を経過する日までに付与される。

d. 金銭報酬の額、業績運動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の金銭報酬と譲渡制限付株式報酬の額の割合は、当社の業績及び業績への各人の貢献度、社会情勢など諸般の要因を考慮し決定する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役個人別の報酬額については、取締役会の諮問機関として設置する指名・報酬委員会が審議・決定した各取締役の報酬額案を取締役会に提示し、審議を経て取締役会決議により決定される。

f. その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

該当事項なし。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、2023年6月29日開催の第27回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は4名）です。

これに加えて、取締役の株式報酬の限度額は、2023年6月29日開催の第27回定時株主総会において、年額50百万円以内（うち社外取締役分年額10百万円以内）、株式数の上限を年200,000株以内（社外取締役も付与対象）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は4名）です。

また、監査役の報酬限度額は、2023年6月29日開催の第27回定時株主総会において40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役黒圖肇は、P-ALMキャピタル株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との間に取引関係はありません。
 - ・監査役松尾隆は、株式会社バリュークリエイトの代表取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間に取引関係はありません。
 - ・監査役和田成一郎は、株式会社ウィズ・パートナーズのマネージング・ディレクターを兼務しております。なお、同社の組成するTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合は、2025年3月31日現在で、当社第6回無担保転換社債型新株予約権付社債を19個、第20回新株予約権を102,642個保有しております。
 - ・2025年1月17日付で退任した取締役長谷川由紀は、株式会社ウィズ・パートナーズヘルスケアインベストメントヘッド、株式会社IPガイア取締役及び株式会社ARCALIS副会長を兼務していました。なお、株式会社ウィズ・パートナーズの組成するTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合は、2025年3月31日現在で、当社第6回無担保転換社債型新株予約権付社債を19個、第20回新株予約権を102,642個保有しております。このほか、株式会社IPガイアとは当社のmRNA創薬事業における事業開発等の委託を行っております。さらに、株式会社ARCALISとの間では研究所施設の賃貸借契約を締結し、当社は賃料等の支払いを受けております。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 黒圖肇	就任後、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。証券会社等における企業経営、経営戦略等の豊富な経験に基づき、当社経営の重要事項及び業務執行に対する発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について意見をいただきしており、社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。
取締役 長谷川由紀	当事業年度において、辞任する2025年1月17日までに開催された取締役会13回全てに出席いたしました。研究機関及び製薬会社において研究者として長年の経験を有し、投資会社においてはヘルスケア領域を中心に投資・育成を行ってきた経験を生かし、当社の研究開発やIR戦略等につき発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。

	活動状況
監査役 松尾 隆	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会13回全てに出席いたしました。上場企業における経営戦略や経営管理の幅広い経験に基づき、監査役として当社経営全般を監視し、取締役会において、客観的立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について意見をいただきしており、社外監査役として当社が期待する役割を果たしております。
監査役 和田 成一郎	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会13回全てに出席いたしました。不動産投資顧問会社で6年にわたり監査役業務に従事した知見を活かし、監査役として当社経営全般を監視し、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、社外監査役として当社が期待する役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

やまと監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|-------------------------------|----------|
| ① 当事業年度における会計監査人としての報酬等の額 | 19,500千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の額 | 19,500千円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることいたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人やまと監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,621,653	流 動 負 債	1,203,432
現 金 及 び 預 金	1,707,452	転換社債型新株予約権付社債	540,241
有 価 証 券	1,798,380	未 払 法 人 税 等	17,630
原 材 料 及 び 貯 廓 品	404	前 受 金	221,654
そ の 他	115,416	預 り 金	340,129
固 定 資 産	375,230	そ の 他	83,777
有 形 固 定 資 産	0	固 定 負 債	53,621
建 物 及 び 構 築 物	86,748	資 産 除 去 債 務	31,177
機 械 装 置	213,047	そ の 他	22,444
そ の 他	30,952	負 債 合 計	1,257,054
減 価 償 却 累 計 額	△330,748	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	0	株 主 資 本	2,726,209
そ の 他	0	資 本 金	166,392
投 資 そ の 他 の 資 産	375,230	資 本 剰 余 金	5,546,732
投 資 有 価 証 券	222,120	利 益 剰 余 金	△2,986,887
そ の 他	153,110	自 己 株 式	△27
資 産 合 計	3,996,884	その他の包括利益累計額	△2,111
		その他有価証券評価差額金	△2,111
		新 株 予 約 権	15,732
		純 資 産 合 計	2,739,830
		負 債 純 資 産 合 計	3,996,884

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高		108,516
売 上 原 価			30,350
売 上 総 利 益			78,166
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			833,515
営 業 損 失			755,349
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		31,311	
補 助 金 収 入		41,954	
雜 収 入		67	
営 業 外 費 用			73,333
為 替 差 損 費		4,794	
株 式 交 付		47	
雜 損 失		689	5,530
経 常 損 失			687,546
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 売 却 損		0	
減 損 損 失		1,048	
投 資 有 価 証 券 評 価 損		144,000	145,048
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失			832,594
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,785	2,785
当 期 純 損 失			835,380
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			835,380

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,439,508	流 動 負 債	868,683
現 金 及 び 預 金	1,527,915	転換社債型新株予約権付社債	540,241
有 価 証 券	1,798,380	未 払 金	39,267
原 材 料 及 び 貯 藏 品	404	未 払 費 用	43,442
前 渡 金	33,719	未 払 法 人 税 等	17,329
前 払 費 用	43,652	前 受 金	221,654
未 収 消 費 税 等	28,814	預 り 金	6,748
未 収 入 金	1,783	固 定 負 債	53,621
そ の 他	4,838	資 産 除 去 債 務	31,177
固 定 資 産	375,561	長 期 預 り 保 証 金	22,444
有 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	922,304
建 物 附 属 設 備	85,043	純 資 産 の 部	
構 築 物	1,705	株 主 資 本	2,879,144
機 械 及 び 装 置	213,047	資 本 金	166,392
工 具、器 具 及 び 備 品	30,952	資 本 剰 余 金	5,546,832
減 価 償 却 累 計 額	△330,748	資 本 準 備 金	5,546,832
無 形 固 定 資 産	0	利 益 剰 余 金	△2,834,052
実 施 许 諾 権	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,834,052
ソ フ ト ウ エ ア	0	繰 越 利 益 剰 余 金	△2,834,052
投 資 そ の 他 の 資 産	375,561	自 己 株 式	△27
投 資 有 価 証 券	222,120	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△2,111
関 係 会 社 株 式	330	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,111
長 期 前 払 費 用	24,929	新 株 予 約 権	15,732
敷 金 及 び 保 証 金	128,180	純 資 産 合 計	2,892,765
資 産 合 計	3,815,069	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,815,069

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			108,516
売 上 原 価			30,350
売 上 総 利 益			78,166
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			796,757
営 業 損 失			718,591
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		31,311	
補 助 金 収 入		41,954	
雜 収 入		54	73,319
営 業 外 費 用			
為 替 差 損		4,747	
株 式 交 付 費		47	
雜 損 失		689	5,483
経 常 損 失			650,754
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 売 却 損		0	
減 損 損 失		1,048	
投 資 有 価 証 券 評 価 損		144,000	
子 会 社 株 式 評 価 損		197,769	342,817
税 引 前 当 期 純 損 失			993,572
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,420	2,489
当 期 純 損 失			996,062

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

NANO mRNA株式会社

取締役会 御中

やまと監査法人
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 南 出 浩 一
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 木 村 喬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NANO mRNA株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NANO mRNA株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

NANO mRNA株式会社

取締役会 御中

やまと監査法人

東京都港区

指 定 社 員	公認会計士	南 出 浩 一
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	木 村 喬
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NANO mRNA株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことと、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 やまと監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 やまと監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

N A N O M R N A 株 式 会 社 監 査 役 会
常 勤 監 査 役 松 山 哲 人 
監 査 役 (社 外 監 査 役) 松 尾 隆 
監 査 役 (社 外 監 査 役) 和 田 成一郎 

以 上

株主総会会場ご案内図

日時 2025年6月27日（金曜日）

午前10時 開会

会場 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

日比谷三井カンファレンス ROOM1+2

(東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー8階)



<交通のご案内>

J R

山手線・京浜東北線「有楽町駅」 徒歩約5分

地下鉄

東京メトロ千代田線・日比谷線・都営地下鉄三田線「日比谷」駅直結

東京メトロ有楽町線「有楽町駅」地下道経由 徒歩約4分

東京メトロ丸ノ内線・銀座線「銀座駅」地下道経由 徒歩約5分